

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
四二九番三地先まで	比企郡川島町大字山ヶ谷戸字 諏訪一―一番一地从から	区 間
一三・二〇〽三三・〇〇	六・六三〽・三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五二〇・〇〇メートル		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考